



民生委員・児童委員の活動を紹介します★

☎ 健康福祉課保護係 (☎0256-72-8395)



民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。高齢者の支援や、子どもたちの健全な育成など、地域福祉の重要な担い手として日々活動しています。

西蒲区では現在、6地区で122人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、自身が住んでいる地域を担当しています。



どんな活動をしているの？

民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者の見守りや、子どもの通学時の声掛け活動のほか、介護や子育て、生活の中の困りごとなど、さまざまな相談に応じています。また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門の機関につなぐ役割も担っています。



守秘義務が課されているため、相談内容の秘密は守られます。困ったことがあったら気軽に相談してください。お近くの民生委員・児童委員が分からない場合は、健康福祉課保護係まで問い合わせてください。

民生委員・児童委員の活動 各地区の活動事例紹介

あいさつ・声掛け運動

中之口地区では、中之口東小学校と西小学校で、昨年4月・5月・6月・10月の各月2日間～3日間、子どもたちが登校する時間に小学校の玄関前に立って、声掛けを行いました。登校した高学年の児童も徐々に玄関前に集まって来て、一緒にあいさつをしました。



学校訪問

巻西地区では、昨年8月に巻北小学校に学校訪問をしました。担任の先生から問題を抱える児童について説明を聞いたり、民生委員が地域の見守りの中で知っている児童の生活状況を伝えたりするなど、情報交換を行いました。



高齢者の見守り

巻東地区では、一人暮らしの高齢者宅を定期的に訪問し、安否確認をしています。その一環として秋と春に、社会福祉協議会が用意したお弁当を持って行きながら、生活に変わりがないか、困ったことがないかを把握し、必要があれば支援機関につないでいます。

写真は、昨年10月に民生委員が段ボールに入った各々の地域のお弁当を受け取っている様子です。



自治会との連携

潟東地区では、自治会と共に地域住民を支える体制を作るため、毎年、合同で研修会などを行っています。今年度は、緊急時に救急隊員へ伝えるべき情報を記載した「緊急情報キット」の活用について、同じ地域の自治会長と話し合いをしました。緊急情報キットは、緊急時に誰でも取り出せるよう冷蔵庫に保管しておくもので、後日、必要と思われる高齢者世帯などに配布しました。



心配ごと相談

西蒲区社会福祉協議会が毎週木曜の午前に設けている「心配ごと相談所」の相談員として、民生委員も参加しています。来所や電話による生活上の悩みなど、さまざまな相談を聞き、助言をしたり関係機関につないでいます。

写真は、西川地区の民生委員が参加した時の様子です。



地区協議会の定例会

西蒲区の各地区ごとに、民生委員児童委員協議会の定例会を月1回開催しています。市役所や関係機関からのお知らせを聞いたり、委員同士で情報交換をして、1人で対応できないことを協力して解決したりしています。

写真は岩室地区で1月に開催した定例会の様子です。昨年12月に改選があったため、新任委員が活動報告書の書き方を習っています。



民生委員・児童委員を支えよう！

地域の中で支え合う地域福祉の時代、住み慣れた西蒲区で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送るために、民生委員・児童委員は欠かせない存在です。そして、その活動には地域の皆さんの協力が必要です。活動へのご理解とご協力をお願いします。

また、民生委員・児童委員の任期は3年で、地域からの推薦により選ばれています。民生委員・児童委員として活動することで、人と人とのつながりで生まれる連帯感や地域への愛着など得られるものも多く、仕事や家庭と両立しながら活動している人もいます。